を、市場公募都市の平成十七年度における市町村立大学附属病院等の債同意等に係る債務負担行為（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成十七年度から平成十八年度までの間に平成十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成十八年度から平成二十年度までの間に平成二十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二十一年度から平成二十三年度までの間に平成二十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二十四年度から平成二十六年度までの間に平成二十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二十七年度から平成二十九年度までの間に平成三十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三十年度から平成三十二年度までの間に平成三十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三十三年度から平成三十五年度までの間に平成三十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三十六年度から平成三十八年度までの間に平成三十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三十九年度から平成四十一年度までの間に平成四十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四十二年度から平成四十四年度までの間に平成四十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四十五年度から平成四十七年度までの間に平成四十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四十八年度から平成五十年度までの間に平成五十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五十一年度から平成五十三年度までの間に平成五十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五十四年度から平成五十六年度までの間に平成五十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五十七年度から平成五十九年度までの間に平成六十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六十年度から平成六十二年度までの間に平成六十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六十三年度から平成六十五年度までの間に平成六十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六十六年度から平成六十八年度までの間に平成六十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六十九年度から平成七十一年度までの間に平成七十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成七十二年度から平成七十四年度までの間に平成七十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成七十五年度から平成七十七年度までの間に平成七十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成七十八年度から平成八十年度までの間に平成八十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成八十一年度から平成八十三年度までの間に平成八十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成八十四年度から平成八十六年度までの間に平成八十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成八十七年度から平成八十九年度までの間に平成九十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成九十年度から平成九十二年度までの間に平成九十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成九十三年度から平成九十五年度までの間に平成九十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成九十六年度から平成九十八年度までの間に平成九十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成九十九年度から平成百一年度までの間に平成百二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百二年度から平成百四年度までの間に平成百五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百五年度から平成百七年度までの間に平成百八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百八年度から平成百十年度までの間に平成百十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百十一年度から平成百十三年度までの間に平成百十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百十四年度から平成百十六年度までの間に平成百十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百十七年度から平成百十九年度までの間に平成百二十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百二十年度から平成百二十二年度までの間に平成百二十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百二十三年度から平成百二十五年度までの間に平成百二十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百二十六年度から平成百二十八年度までの間に平成百二十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百二十九年度から平成百三十一年度までの間に平成百三十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百三十二年度から平成百三十四年度までの間に平成百三十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百三十五年度から平成百三十七年度までの間に平成百三十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百三十八年度から平成百四十年度までの間に平成百四十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百四十一年度から平成百四十三年度までの間に平成百四十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百四十四年度から平成百四十六年度までの間に平成百四十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百四十七年度から平成百四十九年度までの間に平成百五十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百五十年度から平成百五十二年度までの間に平成百五十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百五十三年度から平成百五十五年度までの間に平成百五十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百五十六年度から平成百五十八年度までの間に平成百五十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百五十九年度から平成百六十一年度までの間に平成百六十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百六十二年度から平成百六十四年度までの間に平成百六十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百六十五年度から平成百六十七年度までの間に平成百六十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百六十八年度から平成百七十年度までの間に平成百七十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百七十一年度から平成百七十三年度までの間に平成百七十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百七十四年度から平成百七十六年度までの間に平成百七十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百七十七年度から平成百七十九年度までの間に平成百八十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百八十年度から平成百八十二年度までの間に平成百八十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百八十三年度から平成百八十五年度までの間に平成百八十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百八十六年度から平成百八十八年度までの間に平成百八十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百八十九年度から平成百九十一年度までの間に平成百九十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百九十二年度から平成百九十四年度までの間に平成百九十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百九十五年度から平成百九十七年度までの間に平成百九十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成百九十八年度から平成二百年度までの間に平成二百一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百一年度から平成二百三年度までの間に平成二百四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百四年度から平成二百六年度までの間に平成二百七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百七年度から平成二百九年度までの間に平成二百十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百十年度から平成二百十二年度までの間に平成二百十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百十三年度から平成二百十五年度までの間に平成二百十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百十六年度から平成二百十八年度までの間に平成二百十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百十九年度から平成二百二十一年度までの間に平成二百二十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百二十二年度から平成二百二十四年度までの間に平成二百二十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百二十五年度から平成二百二十七年度までの間に平成二百二十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百二十八年度から平成二百三十年度までの間に平成二百三十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百三十一年度から平成二百三十三年度までの間に平成二百三十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百三十四年度から平成二百三十六年度までの間に平成二百三十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百三十七年度から平成二百三十九年度までの間に平成二百四十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百四十年度から平成二百四十二年度までの間に平成二百四十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百四十三年度から平成二百四十五年度までの間に平成二百四十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百四十六年度から平成二百四十八年度までの間に平成二百四十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百四十九年度から平成二百五十一年度までの間に平成二百五十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百五十二年度から平成二百五十四年度までの間に平成二百五十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百五十五年度から平成二百五十七年度までの間に平成二百五十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百五十八年度から平成二百六十年度までの間に平成二百六十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百六十一年度から平成二百六十三年度までの間に平成二百六十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百六十四年度から平成二百六十六年度までの間に平成二百六十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百六十七年度から平成二百六十九年度までの間に平成二百七十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百七十年度から平成二百七十二年度までの間に平成二百七十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百七十三年度から平成二百七十五年度までの間に平成二百七十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百七十六年度から平成二百七十八年度までの間に平成二百七十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百七十九年度から平成二百八十一年度までの間に平成二百八十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百八十二年度から平成二百八十四年度までの間に平成二百八十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百八十五年度から平成二百八十七年度までの間に平成二百八十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百八十八年度から平成二百九十年度までの間に平成二百九十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百九十一年度から平成二百九十三年度までの間に平成二百九十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百九十四年度から平成二百九十六年度までの間に平成二百九十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成二百九十七年度から平成二百九十九年度までの間に平成三百年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百年度から平成三百二年度までの間に平成三百三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百三年度から平成三百五年度までの間に平成三百六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百六年度から平成三百八年度までの間に平成三百九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百九年度から平成三百十一年度までの間に平成三百十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百十二年度から平成三百十四年度までの間に平成三百十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百十五年度から平成三百十七年度までの間に平成三百十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百十八年度から平成三百二十年度までの間に平成三百二十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百二十一年度から平成三百二十三年度までの間に平成三百二十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百二十四年度から平成三百二十六年度までの間に平成三百二十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百二十七年度から平成三百二十九年度までの間に平成三百三十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百三十年度から平成三百三十二年度までの間に平成三百三十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百三十三年度から平成三百三十五年度までの間に平成三百三十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百三十六年度から平成三百三十八年度までの間に平成三百三十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百三十九年度から平成三百四十一年度までの間に平成三百四十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百四十二年度から平成三百四十四年度までの間に平成三百四十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百四十五年度から平成三百四十七年度までの間に平成三百四十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百四十八年度から平成三百五十年度までの間に平成三百五十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百五十一年度から平成三百五十三年度までの間に平成三百五十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百五十四年度から平成三百五十六年度までの間に平成三百五十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百五十七年度から平成三百五十九年度までの間に平成三百六十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百六十年度から平成三百六十二年度までの間に平成三百六十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百六十三年度から平成三百六十五年度までの間に平成三百六十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百六十六年度から平成三百六十八年度までの間に平成三百六十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百六十九年度から平成三百七十一年度までの間に平成三百七十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百七十二年度から平成三百七十四年度までの間に平成三百七十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百七十五年度から平成三百七十七年度までの間に平成三百七十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百七十八年度から平成三百八十年度までの間に平成三百八十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百八十一年度から平成三百八十三年度までの間に平成三百八十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百八十四年度から平成三百八十六年度までの間に平成三百八十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百八十七年度から平成三百八十九年度までの間に平成三百九十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百九十年度から平成三百九十二年度までの間に平成三百九十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百九十三年度から平成三百九十五年度までの間に平成三百九十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百九十六年度から平成三百九十八年度までの間に平成三百九十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成三百九十九年度から平成四百一年度までの間に平成四百二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百二年度から平成四百四年度までの間に平成四百五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百五年度から平成四百七年度までの間に平成四百八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百八年度から平成四百十年度までの間に平成四百十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百十一年度から平成四百十三年度までの間に平成四百十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百十四年度から平成四百十六年度までの間に平成四百十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百十七年度から平成四百十九年度までの間に平成四百二十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百二十年度から平成四百二十二年度までの間に平成四百二十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百二十三年度から平成四百二十五年度までの間に平成四百二十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百二十六年度から平成四百二十八年度までの間に平成四百二十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百二十九年度から平成四百三十一年度までの間に平成四百三十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百三十二年度から平成四百三十四年度までの間に平成四百三十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百三十五年度から平成四百三十七年度までの間に平成四百三十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百三十八年度から平成四百四十年度までの間に平成四百四十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百四十一年度から平成四百四十三年度までの間に平成四百四十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百四十四年度から平成四百四十六年度までの間に平成四百四十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百四十七年度から平成四百四十九年度までの間に平成四百五十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百五十年度から平成四百五十二年度までの間に平成四百五十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百五十三年度から平成四百五十五年度までの間に平成四百五十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百五十六年度から平成四百五十八年度までの間に平成四百五十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百五十九年度から平成四百六十一年度までの間に平成四百六十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百六十二年度から平成四百六十四年度までの間に平成四百六十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百六十五年度から平成四百六十七年度までの間に平成四百六十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百六十八年度から平成四百七十年度までの間に平成四百七十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百七十一年度から平成四百七十三年度までの間に平成四百七十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百七十四年度から平成四百七十六年度までの間に平成四百七十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百七十七年度から平成四百七十九年度までの間に平成四百八十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百八十年度から平成四百八十二年度までの間に平成四百八十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百八十三年度から平成四百八十五年度までの間に平成四百八十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百八十六年度から平成四百八十八年度までの間に平成四百八十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百八十九年度から平成四百九十一年度までの間に平成四百九十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百九十二年度から平成四百九十四年度までの間に平成四百九十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百九十五年度から平成四百九十七年度までの間に平成四百九十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成四百九十八年度から平成五百年度までの間に平成五百一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百一年度から平成五百三年度までの間に平成五百四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百四年度から平成五百六年度までの間に平成五百七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百七年度から平成五百九年度までの間に平成五百十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百十年度から平成五百十二年度までの間に平成五百十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百十三年度から平成五百十五年度までの間に平成五百十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百十六年度から平成五百十八年度までの間に平成五百十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百十九年度から平成五百二十一年度までの間に平成五百二十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百二十二年度から平成五百二十四年度までの間に平成五百二十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百二十五年度から平成五百二十七年度までの間に平成五百二十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百二十八年度から平成五百三十年度までの間に平成五百三十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百三十一年度から平成五百三十三年度までの間に平成五百三十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百三十四年度から平成五百三十六年度までの間に平成五百三十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百三十七年度から平成五百三十九年度までの間に平成五百四十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百四十年度から平成五百四十二年度までの間に平成五百四十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百四十三年度から平成五百四十五年度までの間に平成五百四十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百四十六年度から平成五百四十八年度までの間に平成五百四十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百四十九年度から平成五百五十一年度までの間に平成五百五十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百五十二年度から平成五百五十四年度までの間に平成五百五十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百五十五年度から平成五百五十七年度までの間に平成五百五十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百五十八年度から平成五百六十年度までの間に平成五百六十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百六十一年度から平成五百六十三年度までの間に平成五百六十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百六十四年度から平成五百六十六年度までの間に平成五百六十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百六十七年度から平成五百六十九年度までの間に平成五百七十年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百七十年度から平成五百七十二年度までの間に平成五百七十三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百七十三年度から平成五百七十五年度までの間に平成五百七十六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百七十六年度から平成五百七十八年度までの間に平成五百七十九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百七十九年度から平成五百八十一年度までの間に平成五百八十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百八十二年度から平成五百八十四年度までの間に平成五百八十五年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百八十五年度から平成五百八十七年度までの間に平成五百八十八年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百八十八年度から平成五百九十年度までの間に平成五百九十一年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百九十一年度から平成五百九十三年度までの間に平成五百九十四年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百九十四年度から平成五百九十六年度までの間に平成五百九十七年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成五百九十七年度から平成五百九十九年度までの間に平成六百年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六百年度から平成六百二年度までの間に平成六百三年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六百三年度から平成六百五年度までの間に平成六百六年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六百六年度から平成六百八年度までの間に平成六百九年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六百九年度から平成六百十一年度までの間に平成六百十二年度以降において支出すべきこととなるもの（医療）又は看護のための機械器具の整備事業等に係る債務負担行為（医療）のうち平成六百十二年度から平成六百十四年度までの間に平成六百十五